

千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針 の見直しについて

1 背景

「環境教育」は、「環境教育推進法¹（平成 15 年 10 月）」のもと策定された「環境教育推進基本方針²（平成 16 年 9 月）」において、環境問題に対する理解を深めるとともにその解決のための資質を高めるため同方針のもと推進され、本市においても、「千葉市環境教育基本方針³（平成 17 年 3 月）」（以下、市基本方針。）を策定し、普及啓発事業等の各種取組を進めてきた。

その後、国は環境教育推進法を改定する形で、「環境教育等促進法⁴（平成 23 年 6 月）」を制定し、その翌年、学校教育における環境教育の充実に向けて、「環境教育等基本方針⁵（平成 24 年 6 月）」（以下、国基本方針。）が閣議決定され、国民、事業者、民間団体、行政等の様々な主体と協働しながら持続可能な社会づくりに取り組むこととされた。

さらに、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意欲を育てることを目的として、平成 30 年 6 月に国基本方針が改定され、「体験活動」の意義を捉え直し、地域や民間企業の「体験の機会のある場」の積極的な活用を図ることとされた。

一方、国際社会においては、先進国を含む国際社会全体の開発目標として SDGs⁶（持続可能な開発目標）が設定され、その目標には地球環境そのものの課題や地球環境と密接にかかわる課題が数多く含まれている。SDGs の達成には ESD⁷（持続可能な開発のための教育）が重要な要素として位置づけられており、ESD 国内実施計画⁸では、「環境教育」を ESD が包含する形で整理がされているところである。

¹ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律

² 環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針

³ 千葉市環境保全・創造の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針

⁴ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

⁵ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針

⁶ SDGs : Sustainable Development Goals

⁷ ESD : Education for Sustainable Development

⁸ 持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画

2 現状と課題

本市ではこれまで、市基本方針にある 3 つの柱に沿って取組みを行っており、「**環境保全・創造の意欲の増進**」としては自然観察会の実施や谷津田いきものの里などの拠点整備など、「**環境教育の推進**」としては環境教育教材の作成・配布や環境学習モデル校の指定など、「**市、市民、民間団体等の協働**」としては、民間団体等の活動に関する情報交換や公民館講座への講師派遣などを実施してきた。

一方、昨年度の国基本方針の改定の趣旨や、小・中学校の新学習指導要領による持続可能な開発のための教育（ESD）の実践が求められていることから、策定から 10 年以上を経過した本市の環境教育基本方針を見直し、社会的背景を踏まえつつその理念を盛り込む必要がある。

3 見直しの視点

- ・ ESD による行政支援
- ・ ESD を実践する教育者の育成
- ・ ESD を通じた持続可能な地域づくりの参加促進

→これらの視点で見直しをしていくにあたり、専門的知見が必要であると考えているため、専門委員会での検討を行う。

4 今後のスケジュール（予定）

令和元年 8 月 5 日	環境審議会環境総合施策部会（諮問）
令和元年 9 月上旬	第 1 回専門委員会
令和元年 11 月頃	第 2 回専門委員会
令和 2 年 2 月頃	第 3 回専門委員会
令和 2 年 4 月頃	パブリックコメント
令和 2 年 6 月頃	第 4 回専門委員会
令和 2 年 6 月頃	環境審議会環境総合施策部会（答申）
令和 2 年 7 月頃	次期環境教育基本方針改定